

令和7年度香川地方最低賃金審議会
第3回船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金専門部会議事録

令和7年10月15日(水)
高松サンポート合同庁舎
北館7階共用702会議室

出席者 公益側 籠池、高塚
労働者側 立石、中塚、中原
使用者側 家田、檜垣、宮崎

議題 1 香川県特定（船舶）最低賃金額改正の審議について
2 その他

○賃金室長

ただいまから、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の第3回専門部会を開催いたします。本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本日、元木委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります8名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

それでは籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

はい。早速ですが、最低賃金額の審議に入りたいと思います。金額提示を双方より受けて、根拠も拝聴させていただきました。足元の確認であります、最終前回まで労側がプラス82円、使側がプラス51円ということです。双方の提示金額には乖離がございます。各側とも本日の審議までにご検討いただきたいということで、お伝えをさせていただいておりました。ご承知のとおり、全会一致での結論を目指したいと考えておりますので、格段のご配慮をお願いしたいと思います。

そうしましたら、本日は労側から個別会議をお願いしたいと思いますので、事務局のほうで控室のご案内をお願いします。

○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。公労・公使会議はこの 702 会議室、労側控室は 2 階の第 3 会議室、使側控室は 2 階の相談室を用意しております。

702 会議室の内線番号は 6702 となっております。

公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

ないでしょうか。

○中塚委員

はい。

○賃金室長

そうしましたら部会長、よろしくお願ひいたします。

○籠池部会長

そうしましたら、使側委員はどうぞ控室に。

[ここからの審議は、香川県地方最低賃金審議会船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○籠池部会長

そうしましたら。全体会議を再開いたします。

ここから先の審議は公開となります。

今までの審議を振り返らせていただきます。労側からはプラス 74 円の最終の金額提示をいただいております。使側からはプラス 63 円の最終の金額提示をいただいております。この間、非常に真摯なご意見をいただきました。公益側としても、熟慮に熟慮を重ねました。最後、非常に苦渋の決断ではありますが、今日 3 回目の審議ということで、最終的な結論も出さざるを得ないと。なお、相当乖離はあるところではありますけれども、一応、この節目にあたって公益案を提示させていただきます。その上で、公益案に賛成いただけるか、反対かということをお諮りさせていただきたいと思います。よろしいですかね。

(異議等なし)

○籠池部会長

はい。それでは公益案のほう、お示ししたいと思います。

公益案をお配りください。

(各委員に公益案を配付)

○籠池部会長

配付いただけましたかね。そうしましたら、本年度の公益案であります、公益案といたしましては、現行最低賃金時間額1,093円を66円引き上げて、1,159円とする。引上げ率は6.04%で、発効日については、法定発効ということあります。公益案は以上であります、ご意見等はございますか。

○檜垣委員

私どもとしては、退席させていただきたいと思っております。

案の数字というよりも、むしろ会議のあり方に問題があるんじゃないかと思っていますので、退席させていただければと思っております。

○籠池部会長

はい。

○宮崎委員

私も退席します。

○籠池部会長

はい。労側ご意見は。

(意見等なし)

○籠池部会長

特にありませんかね。そうしましたら採決に入りますのでご退席を。

(檜垣委員、宮崎委員退席)

○籠池部会長

事務局から、手続きのご説明をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、部会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは、部会長の決するところによると規定されています。

なお、現在、部会長を除いた出席委員は5名ですので、過半数は3名となります。

以上です。

○籠池部会長

それでは採決をしたいと思います。挙手でお願いいたします。
公益案に反対の方、お願ひいたします。

(挙手1名)

○籠池部会長

反対1名ですね。

○籠池部会長

次に、公益案に賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手4名)

○籠池部会長

賛成4名ですね。

はい。ありがとうございます。1名の委員が反対であります、出席委員の過半数の4名の委員の賛成が得られましたので、公益案の内容で本専門部会から香川地方最低賃金審議会会长への報告手続きを行うことといたします。

事務局のほうで報告文案の準備をお願いいたします。今からになりますか。

○賃金室長

5分くらいで。

○籠池部会長

45分まで休憩をお願いします。退席の委員に、戻ってきてもらってください。

(休憩)

(檜垣委員、宮崎委員復席)

○籠池部会長

報告書（案）をお配りしてください。

(各委員に報告書（案）を配付)

○籠池部会長

そうしましたら、事務局のほうで読み上げをお願いします。
読み上げの後に使用者側から、ご意見があるみたいですのでお聞きいたします。

○賃金指導官

それでは、報告書の案を読み上げます。

(案)

令和7年10月15日

香川地方最低賃金審議会会長 籠池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会部会長 籠池信宏

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
当専門部会は、令和7年8月18日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

委員の方のお名前については、読み上げを省略させていただきます。

続きまして、別紙です。

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,159円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上です。

○籠池部会長

はい。ありがとうございました。そうしましたら、使用者側のご意見を。

○家田委員

我々が提示した 63 円という金額の根拠につきましては先ほど公使会議で申し上げたのですが、もう一度この場で申し上げ、改めて説明させていただきます。

公益側からのご説明で本年の県の最低賃金 66 円が「香川県がBランクでもCランクに近いBランクであるので、Cランクの目安 64 円にプラス2円を足して 66 円でどうか。」ということだったと伺っております。

一方、現状の香川県船舶特定最低賃金は既に他県の船舶業界と比べても最高水準であり、船舶業界の特定最賃としてはAランクにあると考えられます。県最低賃金のAランクに所属する香川県以外の県は政府の目安どおりの金額である 63 円で決定しています。このことにより、船舶特定最低賃金はプラス 63 円が妥当であり、これ以上はないものと考えております。

特定最低賃金というのは、それぞれの業界の状況を把握し、これに基づき決定すべきものと考えております。単純に県最低賃金と同じ伸び率や上昇金額と同じでいいと考えるものではなく、船舶業界の状況を十分ご理解いただいた上で判断すべきものと考えております。意見としては以上です。

○籠池部会長

はい。ありがとうございました。

○家田委員

もう一点、議事録に残していただきたい事項があります。

今回、使用者側の 2 名が退席し、私も反対の立場を示しました。その結果、労使および公益を含めた三者で意見の一致を見出すことができませんでした。こうした状況は、議論が噛み合わないことを示しており、進め方に課題があると考えております。

第一に、現状では諮問があればこのような場を設けて議論し、最終的には多数決で決定するという流れになっています。しかし、その場合、諮問を受けた段階で「参加を断る」という選択肢も認められるべきではないかと考えます。また、諮問時にその根拠を求めることができる仕組みについても検討していただきたいと思います。これは厚生労働省においてご検討いただければと存じます。

第二に、最低賃金の決定方法そのものについてです。議論が噛み合わない現状

を踏まえると、現在の決定方法が本当に適切なのか、香川県から本省へ提案していただきたいと考えます。より論理的に金額を決定し、論理的な議論ができる仕組みを整えていただきたいというのが二点目です。

第三に、公使会議でも公益委員から指摘がありましたが、特定最低賃金のあり方そのものを議論する場が必要です。これは金額水準を決める場で行うべき議論ではないとの助言をいただいておりますので、別途そのような場を設けるをご検討ください。その際、現在のメンバーでよいのか、別のメンバーが適切なのかも含めて検討していただきたいと思います。

以上、三点について切にお願い申し上げます。

○籠池部会長

はい。ありがとうございました。今回の金額の審議ですね。非常に難航を極めました。なかなか公益委員としても苦渋の決断ということではあるんですが、その審議の中では非常に貴重なご意見をいただけたものと理解しております。来年度以降の審議において、今回いただいた意見ですね。非常に重視すべき点がいくつかあったと思いますので、事務局においては、そのあたりの法的な裏付けも含めてご検討いただければと思います。やはり噛み合った議論をしないとなかなか三者とも、なんというかジレンマ的なものを抱えたまでの審議ということになるんだと思うんですね。やはり、全会一致を標榜する限りにおいては、共通の土俵、共通認識、特質のあり方についてもしかりだと思いますけれども、そこらあたりをもう一回基本に立ち返って、ご検討、手続きの進め方についてご検討いただきたいなど、公益委員のほうからも切にお願いいたします。

そうしましたら、以上でよろしいでしょうか。

○宮崎委員

退席した場合は、退席とか書かれないのでしょうか。

○籠池会長

議事録に残ります。退席で。

以上でよろしいですか。そうしましたら、ただいま確認いただいた部会報告書を本審におきまして、お諮りさせていただくということにいたします。

議題（2）の「その他」でありますか、事務局より何かござりますか。

○賃金室長

ありません。

○籠池部会長

今後の手続きについて説明とか特によろしいですか。

○賃金室長

今日、全会一致ではなくて採決になりましたので、今日作成いただきました報告書を本審で諮ることになりますので、本審委員におかれましては、今後日程調整させていただきますので、その回答をいただいて日程調整の上、本審開催日には是非ともお越しいただきますように、よろしくお願ひいたします。

○籠池部会長

事務局から、以上でよろしいですかね。そうしましたら、船舶の専門部会としては以上ということになりましたので、今日はご審議ありがとうございました。これで閉会といたします。ありがとうございました。

——了——